

和 調 第 1 0 1 号
平成20年10月28日
(2008年)

業 者 各 位

和歌山市財政局財政部調達課長

入札に係る事務等の変更について（お知らせ）

和歌山市では、入札・契約制度における透明性の確保、公正な競争の促進、適正な履行の確保、不正行為の排除の徹底等を基本として、入札に係る事務等の改善に取り組んでいるところです。

つきましては、平成20年11月1日から次のとおり入札に係る事務等を変更しますのでお知らせします。

1 対象契約

物品の製造又は修理の請負、買入れ及び役務の調達に係る契約等

2 入札に係る事務等の変更の概要

（1）和歌山市ホームページにおける「入札・契約情報」コーナーの開設について

次の項目については、和歌山市ホームページにおいて、「入札・契約情報」のコーナーを設け、情報の公表を行います。

- ア 入札に係る様式等
- イ 調達課が所管する要綱等
- ウ 指名停止業者に係る情報
- エ その他調達課から発信するお知らせ等

（2）指名競争入札の連絡方法の変更について

指名競争入札の連絡の方法については、指名を行った業者の方々へファクシミリにより送信し連絡するとともに電話による連絡も行っていましたが、事務の改善を図るため、原則として、ファクシミリにより送信することだけで指名競争入札の連絡を行うこととします。また、指名をされた業者の方々には、ファクシミリにより連絡を受けた後に、受領した旨をファクシミリにより返信していただくこととなります。

(3) 入札（現場）説明会の原則廃止について

入札前に入札に参加する者が一堂に会する入札（現場）説明会については、談合等の不正行為を誘発、助長するおそれがあるため、役務の調達に係る契約においては、原則として開催しないこととします。なお、仕様書等において質問がある場合は、文書による提出が必要となります。

(4) 競争入札の実施に関する要綱の制定について

和歌山市調達契約等に関する競争入札実施要綱を制定し、競争入札の実施における入札条件等必要な事項を定め、事務の適正化を図ります。なお、入札を辞退しようとする場合は、入札日までに辞退届の提出が必要となります。

(5) 制限付き一般競争入札の試行について

契約の内容によっては、制限付き一般競争入札により試行的に実施することとし、制限付き一般競争入札により契約を締結する案件を段階的に拡大します。

3 実施時期について

平成20年11月1日以降に発注する案件から実施します。